

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日時点において軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して、軽自動車税の賦課を行う。また、所有者からの申請により軽自動車税の減免を行う。
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、徴収・滞納整理関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 総務部 税務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 税務課 0531-23-3509
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/>]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月22日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月22日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		複数人で確認を行うなど人為的ミスの発生リスクへの対応を行っている。 (申請書や届出書に記載された本人情報の電算システムへの入力)

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[<input checked="" type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	--	--	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		担当業務で必要な情報のみ閲覧等が可能となるようシステム権限が制限されている。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	公表日	2015/11/11	2017/6/30	事後	
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム 5. 評価実施機関における担当部署	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3)	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二(1, 2, 3)	事後	
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	税務課長 富田 成	税務課長 永井守彦	事後	
平成29年6月30日	2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署	税務課長 永井守彦	税務課長 伊藤敏和	事後	
平成31年2月28日	IVリスク対策	なし	1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	軽自動車税システム、総合収納管理システム、行政基本システム、統合宛名管理システ	軽自動車税システム、収納管理・口座管理システム、滞納管理システム、統合宛名システ	事前	システム更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	2. 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年3月22日時点	事後	
令和3年3月22日	8. 監査	自己点検の実施	自己点検、内部監査の実施	事後	
令和7年11月26日	I-3法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」といいます。)第9条(利用範囲)第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	番号法改正
令和7年11月26日	I-4②法令上の根拠	<情報の照会の根拠> ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条 <情報提供の根拠> 軽自動車税に係る情報については情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	番号法改正
令和7年11月26日	IV-8人手を介在させる作業 IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加	事後	新様式移行に伴う追加
令和7年11月26日	IV-11優先度が高いと考えられる対策	項目なし	追加	事後	新様式移行に伴う追加